

# 令和8年度愛媛県ゼロカーボン・フロントランナー企業育成支援等事業 委託業務仕様書

## 1 目的

脱炭素に向けた動きが世界的に加速化する中、愛媛県では、令和6年1月に改定した県地球温暖化対策実行計画において、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ、2030年度までに2013年度比46%削減を目標に掲げて、各種施策を推進している。

目標達成のためには、県内CO2排出量の約6割を占める産業部門の対策が鍵を握るが、県内企業数の99%以上を占める中小企業においては、脱炭素経営に係る関心が低く、これら企業の意識・行動変容が課題となっている。

このため、脱炭素経営への関心が低い県内中小企業を対象とし、経営者層への直接アプローチを通じた意識改革や中核社員の育成支援により、地域をけん引するフロントランナー企業への成長を後押しするとともに、企業を支援する側のノウハウ・スキルを底上げすることにより、地域の脱炭素化が持続的に自走できる体制を構築する。

## 2 業務内容

### (1) フロントランナー中小企業の育成

#### ア 経営層への直接アプローチを通じた意識改革

(ア) 経営層への直接訪問によるアナログコミュニケーションを重視した働きかけ  
中小企業の脱炭素経営においては「経営層のマインドセット転換」が重要となるが、脱炭素経営への関心が低い企業に対して、メールやチラシの送付、HPによる情報発信など通常の手法でのアプローチでは、経営層に本事業の情報が届きにくい。

このため、脱炭素経営の必要性を伝えられる者が中小企業の経営層を直接訪問するなど、対面コミュニケーションを重視した手法により、事業の内容や経営におけるメリット等を説明することで、本事業の優位性や効果を理解してもらい、(イ)の経営層対象研修への参加を粘り強く促す集客活動を行う。

なお、以下の点に留意し業務を実施すること。

- a 直接訪問等の対象とする中小企業について、受託事業者がリストを作成し、愛媛県の実情を把握すること。
- b 経営層のアポイント取得など直接訪問等に必要な業務は受託事業者が行うこと。
- c 企業訪問時には、えひめ脱炭素経営支援コンソーシアム（※）の担当者等が同席する場合があること。

#### （※）えひめ脱炭素経営支援コンソーシアム

地域脱炭素を促進するため、県内の脱炭素化の旗振り役である愛媛県と、地域経済に密着し県内事業者とのネットワークをもつ伊予銀行・愛媛銀行が、相乗効果を生み出しながら、県内事業者の脱炭素化に向けた取組み等を支援する目的で、令和6年3月に設立したコンソーシアム。

(イ) 経営層を対象とした脱炭素経営への意識改革のための研修

中小企業の経営層を対象に、脱炭素経営へのマインドセット転換等につながる研修を実施する。

- a 対象者：中小企業の経営層（30社程度）
- b 募集方法：(ア)の直接アプローチ先の企業を中心に参加企業を募集する。
- c 実施方法：対面開催を基本とするが、オンライン開催等のアレンジも可能とする。
- d 開催回数：2回以上
- e 研修内容：  
以下のような研修内容を想定しているが、より効果が見込める提案がある場合は、積極的に自由提案を行うこと。

(a) 脱炭素経営基礎研修：

脱炭素経営に関するマインドセット転換に向けて、基礎的なプログラムによる研修を実施。

(b) 脱炭素経営推進研修：

自社における脱炭素経営の推進に向けて、(a)の研修をステップアップさせる形での研修を実施。

イ 脱炭素経営推進の中核となる社員の育成

(ア) 各企業の取組状況に合わせた中核社員の育成

ア(イ)の研修への参加企業から特に意欲のある企業を選抜し、個別伴走支援により、脱炭素経営を推進するうえで中核となる社員を育成する。

育成支援を受けた中核社員が中心となり、本事業実施後もPDCAサイクルを回しながら脱炭素経営を進めていくことができる自走式経営体制の構築を目指す。

- a 対象者：10社程度  
〔ア(イ)の研修への参加企業から、企業の意欲や他企業へのモデル性等の基準から支援対象企業を選定予定〕
- b 実施方法：対面とオンラインでの組合せを想定
- c 実施期間：3～6カ月間程度を想定しているが、提案に合わせて柔軟な設定が可能。
- d 支援内容：  
支援先企業の業種や取組状況に合わせた、CO2排出量や脱炭素経営の現状の可視化から、優先課題の特定・対応策の具体化、課題解決に向けた計画作成（可能であれば計画の一部を実行する）等までの一気通貫での支援を想定。なお、より効果が見込める提案がある場合は、積極的に自由提案を行うこと。

(イ) 成果報告会の開催

(ア)の事業に参加した中核社員の発表を組み入れるなど、他の企業等への波及効果につながる成果報告会を実施すること（1回以上）。

## ウ その他

令和7年度の同事業で支援した中小企業に対して、脱炭素経営の必要性を再認識するとともに、脱炭素経営への取組みを推進するための支援を実施すること。

(例：(イ)の成果報告会に参加してもらうなど)

### (2) 企業支援側のスキルアップ支援

#### ア 企業支援を行うリーダーの育成

行政、支援機関(※)、金融機関等の各機関において、企業の脱炭素化支援を先導するリーダーの育成研修を行う。

(※) 愛媛県内の商工会議所・商工会、愛媛県中小企業団体中央会、公益財団法人えひめ産業振興財団、公益財団法人えひめ東予産業創造センター 等

(ア) 対象者：20名程度

各機関に対する参加募集については、主に愛媛県が行う予定。

(イ) 実施方法：対面及びオンラインでのハイブリッド研修

(ウ) 実施期間：3～6か月程度を想定しているが、提案に合わせて柔軟な設定が可能。

(エ) 支援内容：

研修で目指す主なレベルは、以下(a/b)のとおりとする。ただし、参加者のレベルにはバラつきがあることが想定されるため、あらゆるレベルの参加者に対応できる研修内容にすること。なお、より効果が見込める提案がある場合は、積極的に自由提案を行うこと。

a 企業に対し、気候変動対応の必要性を説明でき、脱炭素経営・排出量削減に関する企業からの相談内容を正しく把握できること。

b 企業に対し、脱炭素経営のメリット等を説明し、行動に移してもらうためのスキル・ノウハウを得ること。

#### イ リーダーを軸とした支援者のつながり強化

地域産業の脱炭素化に向けた取組みを持続的に支援する体制を構築するため、支援者間のつながりを強化する研修会を開催する(1回以上)。

(ア) 対象者：アの研修受講者及び県内の支援機関等の脱炭素担当者  
(県事業への関心を高めるため、幅広く募集)

(イ) 実施方法：対面での開催を想定。

(ウ) 参考：相乗効果が見込まれる場合は、(1)イ(イ)の成果報告会との合同開催も可能とする。

### (3) 事業の進捗報告

毎月末の進捗状況及び翌月以降の取組みの予定について月次レポートとしてとりまとめ、翌月10日までに愛媛県に報告すること。

### (4) 成果レポートの作成・提出

本業務全体を通じた実施内容及び成果等についてレポートとして取りまとめ、委託業務完了時に愛媛県に提出すること。

## (5) 脱炭素型企業の認定制度との連携

本事業の参加企業に対して、愛媛県が令和7年度に創設した脱炭素型企業の認定制度（※）への申請を促すこと。

### （※）認定制度の概要

- ア 2050年までの脱炭素化を宣言した上で、現状のCO<sub>2</sub>排出量を測定し、削減に向けた具体的取組みを定めた県内企業を「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業」として認定
- イ 企業のCO<sub>2</sub>削減努力が、対外的に評価される仕組みを構築
- ウ 認定企業にとってメリットとなる多様なインセンティブを設定

## 3 業務実施体制

- (1) 受託者は、本事業を円滑に行うため、必要かつ適切な人員配置を行うこととし、本事業の実施責任者及び実施責任者に準ずる者をあらかじめ1名ずつ選任し、愛媛県へ報告すること。  
なお、実施責任者及び実施責任者に準ずる者に変更がある場合は、あらかじめ愛媛県の承諾を得ることとし、業務状況について定期的に報告すること。
- (2) 愛媛県からの緊急を要する対応に、実施責任者が対応することができない場合は、実施責任者に準ずる者が対応できるよう、緊急時の管理体制を整えておくこと。
- (3) 愛媛県は、業務担当者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができる。

## 4 その他留意事項

### (1) 特許権等

本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下、「特許権」という。)に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金を含むこととする。愛媛県又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

### (2) 著作権等

- ア 本事業により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利については、愛媛県に帰属するものとし、本事業により受託者が得られる成果物の著作権人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- イ 受託者は、愛媛県が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。
- ウ 愛媛県は、成果物を使用するにあたって、受託者を表示することを要しないものとする。
- エ 受託者は、本事業の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を愛媛県が無

償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。

オ 前項において愛媛県が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に愛媛県の承諾を得るものとする。

カ 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。